

【健全化判断比率等の算定方法について】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

■一般会計等＝一般会計及び特別会計のうち次の①～③以外のもの

- ① 地方公営企業法第2条の適用企業に係る特別会計(簡易水道事業・下水道事業等)
- ② 地方財政法第6条の公営企業に係る特別会計のうち、①以外のもの
- ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、老人保健医療事業、介護サービス事業等に係る特別会計

■実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

■標準財政規模＝標準的な状態で通常収入される一般財源(臨時財政対策債発行可能額を含む)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3カ年平均)

※一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

■準元利償還金＝①から⑤までの合計額

- ①満期一括償還地方債について、償還期間30年とする元金均等年賦償還した場合における1年当たり元金償還金相当額
- ②一般会計から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤一時借入金利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在額に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

■将来負担額＝①から⑦までの合計額

- ①当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- ②債務負担に基づく支出予定額
- ③一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- ④組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担金等見込額
- ⑤退職手当支給見込額に係る一般会計等負担見込額
- ⑥設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- ⑦組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

■充当可能財源＝①から③までの合計額

- ①地方債の償還額等に充当可能な基金
- ②地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ③地方債の償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

- **資金の不足額(法非適用企業) = 「繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高」 - 解消可能資産不足額**
- **事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額**